

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

親族所有の建物で事業をした場合の必要経費

Q : 私は、父の所有する建物を店舗として使用することにしました。

これに対して相当程度の家賃を支払おうと思いますが、その金額は私の事業所得の必要経費として認められますか。

A : お父さんと生計を一にしている場合は、必要経費になりませんが、生計を一にしない場合は、必要経費になります。

【解説】

問題は、あなたとお父さんが生計を一にしているかどうかにあります。

あなたとお父さんが生計を一にしている場合には、あなたがお父さんに家賃を支払っていても、あなたの事業所得の金額の計算上必要経費に算入されないとともに、お父さんが受け取った家賃はお父さんの所得の計算上ないものとして取り扱われます。この場合、お父さんが所有する建物に対する固定資産税、修繕費、減価償却費等のうち事業に係る部分については、あなたの事業所得の金額の計算上必要経費とされます。

一方、あなたとお父さんが生計を一にしない場合は、お父さんに対する支払家賃はあなたの事業所得の金額の計算上必要経費とされ、お父さんについては不動産所得の収入金額とされます。

